



平成 23 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

当社取締役に対するストックオプションの割当てに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は平成 23 年 6 月 29 日開催の当社第 34 回定時株主総会において取締役に対する報酬額および内容として承認された新株予約権の個数および金額の総額の範囲内で行うものです。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社グループが策定した中期経営計画（平成 23 年度から平成 28 年度）の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的として、当社取締役にストックオプション報酬として新株予約権を発行するものであります。

2. 発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける対象者およびその人数ならびに新株予約権の数

当社取締役 7 名 190 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 95,000 株

なお、本新株予約権の発行の日（以下、「発行日」という。）以降、当社が普通株式の分割（無償割当を含む。以下同じ。）または併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

190 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は 500 株とする。）

ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、発行日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の計算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成23年9月15日

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成26年6月1日から平成29年8月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社の取締役、従業員たる地位にあることを要する。ただし、平成25年3月31日までその地位を有した新株予約権者が平成25年4月1日以降、任期満了による退任または契約期間満了に伴う退任によりその地位を喪失した場合は、権利行使期間内に限り、権利を行使することができるものとする。

②新株予約権の相続は、平成25年3月31日まで当社または子会社の取締役、従業員たる地位を有していた新株予約権者が、平成25年4月1日以降に死亡し、かつ「新株予約権割当契約」締結時に相続人1名を指定している場合に限り認めるものとする。なお、相続人の権利行使期間は、新株予約権者と同様とする。また、当該相続人からの相続は認めない。

③その他権利行使の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組入れ額はない。

(10) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記（８）の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ．当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(13) 行使時に交付すべき株式数の 1 株未満の端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、発行日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(ご参考)

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議 | 平成 23 年 5 月 12 日 |
| (2) 第 34 回定時株主総会決議日 | 平成 23 年 6 月 29 日 |

以上